主 文

原審判をつぎのとおり変更する。

鹿児島県姶良郡 a 村 b c 番地の d A の除籍中同人の父母欄を消除することを許可する。

理 由

一、 抗告の理由。別紙記載のとおりである。

二、当裁判所の判断。

記録によると抗告人は戸籍法第一一三条にもとづいて本件戸籍訂正の申請をなしたものであることが明らかである。ところで、同条の訂正は、戸籍の記載自体によりその記載事項が法律上許されないことが明白であるか、又は戸籍の記載に顕著を設置さない場合に限り、特に許された簡易手続であるから、こと荀くも親族・相続法上の身分関係に影響を及ぼす案件では、たとえ、当事者間に異議がない場合で法上の身分関係に影響を及ぼす案件では、たとえ、当事者間に異議がない場合で表によるの事を表し、法律上の障碍があつて同条の確定判決によるか、もし、法律上の障碍があつて同条の確定判決を得ることができないときは、慎重な手続を経るため当該身分関係を招来する他の身分関係について、少くとも家事審判法第二三条第二項による審判を経て、戸籍法第一一三条の訂正の許可を与えるべきものと考える。

記録によると、本件においては、戸籍上亡Bと抗告人の二男として記載されているAは死亡しているので、同人を当事者とする親子関係不存在の訴も調停の申立もできなくて、戸籍法第一一六条の確定判決(審判を含む)を得る方法がないわけであるから、家事審判法第二三条第二項により、Aの実父母であると主張するC、同りと戸籍上の父母とが対立当事者となつて、亡Aとの身分関係存否についての審判を経、この審判をもとにして戸籍法第一一三条の訂正をなすのが本筋であろう。を経、この審判をもとにして戸籍法第一一三条の訂正をなすのが本筋であろう。を経、この事によいては、とも角も、戸籍上Aの母となっている抗告人目が検察であるから、本件においては、とも角も、戸籍上Aの母となっている抗告人目が検察であるから、本件においては、とも角も、戸籍上Aの母となっている抗告人目が検察であるから、本の手続の慎重を期した点においては家事審判法第二三条第二項の審判を経たことと逕庭はないと言ってよい。

を経たことと逕庭はないと言つてよい。 〈要旨〉だとすると、この判決を資料とし、かつ、利害関係人に異議がないときは、この資料によつて確定された事〈/要旨〉項を一応戸籍上においても顕著な事項と指定し、これと現実の戸籍記載を対比し、その顕著な矛盾の範囲内で、家庭裁判所は戸籍法第一一三条の許可を与えるべきである。本件において、利害関係人に異議がないことは記録によつて認めることができるから、つぎに訂正を許可すべき範囲について審究する。原裁判所は前記確定判決の主文掲記の母子関係の範囲において不会計である。原裁判所は前記確定判決の主文掲記の母子関係の範囲において不会計である。と亡人と古代と古代のである。子とないである。と古人の引にだける判断において、古と抗告人と亡人と同じているはかりでなく、一方戸籍上亡人が抗告人と亡人との嫡出子となって、古人の子でないことが確認される以上、妻たる抗告人を離れてでよいて、右人が抗告人の子でないことが確認される以上、妻たる抗告人を離れては、おと亡人との間にだけ親子関係を生ずる特別の事情のない本件においては、右を判決主文自体からしても論理的に当然に亡人は亡日の子でないことが帰結されるわけである。

このように、亡Aが抗告人及その亡夫Bの子でないことが確定された以上、この確定事項と直接衝突する戸籍は訂正を許すべきで、抗告人からの亡Aの父母欄の消除の申請は理由があり、許可するのが相当であるのに、原裁判所が単に母欄のみの消除を許可したのは明らかに失当である。 抗告人が抗告の理由において原審判を非難する部分には、当裁判所の右の判断とその理論の過程に多少のくいちがいがないではないが、抗告人の戸籍訂正の申請を許可しなかつたことを不当とすることについては同一の結論に帰するので、結局本件抗告は理由がある。

よつて、家事審判法第八条、家事審判規則第一九条第二項によつて原審判を取り消し、当裁判所において審判に代わる裁判をすることとし、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 桑原国朝 裁判官 淵上寿 裁判官 後藤寛治)